

令和5年度 事業の構成

	(1)補助事業			(2)診断事業
区分	スマート製品・サービスの事業化			省エネ診断
事業名	①スマート社会実装化促進事業補助金	②中小事業者の高効率機器導入促進事業	③自立的地域活用型再生可能エネルギー設備等導入補助事業補助金	④省エネ・節電・EMS診断事業
種別	補助金	補助金	補助金	無料診断事業
事業概要	府内の事業所において、超スマート社会の実現を目指すため、新たなサービスや技術の開発等のイノベーション構築に向けた経費の一部を補助	中小事業者等が行う、市内の既築の事業所における省エネ効果の期待できる高効率機器(空調、換気、照明、給湯設備)の導入に係る費用の一部を補助	府内の事業所において、自家消費を目的に再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備(蓄電池、EMS)の新設・増設に要する経費の一部を補助	府内の事業者を対象に、工場、店舗、オフィス等に専門家を無料で派遣し、エネルギー使用状況の診断を実施
対象者	中小企業者、有限責任事業組合、NPO法人等	次の①又は②を満たす事業者 ①京都市地球温暖化対策条例に基づく準特定事業者 ②中小企業者、医療法人、社会福祉法人、学校法人等	中小企業者(資本金1億円以下)、医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等	中小企業者、各種法人、団体等
		※京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」は対象外	※本補助金を申請するには、事前に、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づく再生可能エネルギー導入等計画の認定を受ける必要あり。	
昨年度との主な差異	特になし	(本年度新規事業)	太陽光発電設備を導入する事業において、京都版CO2排出量取引制度運営規則に規定する排出量取引制度への参加が不要となった。	特になし
申請要件(主なもの) / 診断内容	(1)製品開発事業については、基礎的な研究を終了したもので、市場性、収益性、新規性等を有し、事業化が見込めるものであること。 フィージビリティスタディ(FS)については、新規性を有し、市場性、収益性等を調査するものであること。 (2)補助対象事業は、モデル事業として府域への波及効果が見込めるものであること。	①高効率空調設備:30%以上の省CO2※3効果 ②高機能換気設備:全熱交換器であること ③高効率照明機器:調光制御機能を有するLED ④高効率給湯機器:30%以上の省CO2効果	(1)京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づき認定された自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受けていること。	【診断の種類】 (1)詳細診断 (2)簡易診断 ※費用はいずれも無料 (1)詳細診断 ①診断員が事業所を訪問し、3時間ほどかけて計測とインタビューを実施 ②多くの電力を消費する機器に消費電力計を設置し、1週間程度継続的にデータを計測 (2)簡易診断 ①診断員が事業所を訪問し、2～3時間ほどかけて簡単な計測とインタビューを実施 ②診断員が診断結果に基づき助言(基本的に当日中)
対象経費	人件費(総事業費の50%以下)、謝金、旅費、製品開発費、諸経費、委託費(総事業費の50%以下)	・本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量・試験費	設計費、工事費、機械器具費、測量試験費	
補助金額・補助率等	補助率:1/2以内 上限:500万円 ※予算の範囲内で交付	補助率:1/2以内 上限:500万円 ※予算の範囲内で交付	補助対象経費の1/3以内 上限400万円 ※再生可能エネルギー設備、蓄電池及びEMSの3つを導入する場合は、補助対象経費の1/2以内。(但し、電力1契約につき蓄電池及びEMSを設置した場合に限る。)	
募集期間	令和5年4月24日～ 令和5年6月23日	①令和5年5月11日～ 令和5年7月14日	令和5年5月8日～ 令和6年1月26日 ※但し、予算の予定数に達するまで ※随時受付し、交付決定 ※府確認期限 1月17日	令和5年4月24日～ 令和6年1月26日 ※但し、予算の予定数に達するまで
事業実施期間	原則、交付決定日～ 最長令和6年2月29日 (一部のみ事前着手可)	交付決定日～ 令和6年1月31日	原則、交付決定日～ 最長令和6年2月29日 (一部のみ事前着手可)	随時～ 予算の予定数に達するまで
所管課	京都府ものづくり振興課 京都市産業イノベーション推進室	京都市地球温暖化対策室	京都府脱炭素社会推進課	京都府脱炭素社会推進課